

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第二項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 九月 二十四日

中国四国厚生局長

依田 泰

							よつば呼吸器内科クリニック	名 称
							防府市新田八一四	所 在 地
							令和七年十月一日	指 定 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 九月 二十四日

中国四国厚生局長

依田 泰

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
田村医院		山口市葵一丁目四番七三号			令和	七年	九月	一日	

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 九月 二十四日

中国四国厚生局長

依田 泰

							ゆう 歯科 クリ ニッ ク	名 称
							防 府 市 八 王 子 一 丁 目 一 〇 番 一 号	所 在 地
							令 和 七 年 十 月 一 日	指 定 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 九月 二十四日

中国四国厚生局長

依田 泰

							よつば歯科クリニック	名 称
							下関市秋根北町八一七	所 在 地
							令和七年九月一日	指 定 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第二項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 九月 二十四日

中国四国厚生局長

依田 泰

木 屋 川 薬 局	名
	称
下 関 市 豊 田 町 大 字 中 村 五 番 地	所 在 地
令 和 七 年 九 月 一 日	指 定 年 月 日